清涼飲料水自動販売機

設置事業者募集要項

令和８年１１月

大阪市港区役所

目　　次

ページ

１　募集対象物件 …… １

２　応募資格要件 …… １

３　自動販売機の設置条件等 …… ３

４　応募手続き …… ４

５　価格提案及び審査 …… ５

６　使用許可に関する説明会 …… ７

７　使用許可申請の手続き …… ７

８　その他 …… ７

資料　自動販売機設置場所　位置図 …… ８

大阪市港区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市港区役所（以下「当区」という。）が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

１　募集対象物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	台数	最低使用料※（月額・税抜き）
①	港区八幡屋1丁目4番20号	港近隣センター　1階	1台	3,100円

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第８号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。

※　最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

２　応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

(1)　本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者

(2)　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(3)　清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、３年以上の実績を有しない者

(4)　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者

(5)　国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること

(6)　大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者

(7)　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(8)　当区が実施した設置事業者の公募において、価格提案もしくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者

(9)　本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから１年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第２条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2)暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3)暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第３条

条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

(1)自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該 事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する 者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

３　自動販売機の設置条件等

(1)　使用許可条件

ア　設置する自動販売機の機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものとします。

また、次の（Ⅰ、Ⅱの）条件を（すべて）満たすものとしてください。

Ⅰユニバーサルデザイン（障がい者対応）であること

誰もが利用しやすい設置位置、設置方法等に十分配慮すること。

Ⅱ災害対応型であること

設置事業者は、災害時には避難者に対し自動販売機内の全ての在庫飲料を無償で提供すること。また、設置事業者への無償提供の指示等については、本市が別途行い、無償提供のための機械等の操作については、設置事業者が行うこと。

また、有事に備え、自動販売機内の在庫飲料の無償提供を行うための機械等の操作を円滑に行うことができるよう、設置事業者は定期的に当該自動販売機の保守点検等を実施しなければならない。

イ　使用許可の期間

使用許可の期間は令和９年４月１日から令和10年３月31日とします。

・使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、１年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の３か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

・更新については、当初の使用許可開始期間から通算５年（最長で令和14年３月31日まで）を超えることができないものとします。

※本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や、上記アを満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにも関わらず当該指導に応じない場合は、許可の更新は行いません。

・使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

ウ　使用料

本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

エ　保証金

設置事業者に決定し使用許可する際には、使用料の３月分（消費税等を加算したもの）を保証金として納付していただきます。ただし、使用料全額を一括前納したときは保証金を免除します。

オ　その他必要経費等

光熱水費は設置事業者の負担とします。

また、設置事業者は自動販売機の設置と同時に電力消費量の測定に必要な電力量計（メーター）を自らの負担において取り付けるものとします。

(2)　使用上の制限

ア　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

イ　２－(4)にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。

ウ　自動販売機を第三者に使用させてはならない。

エ　販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪市側の指示に従うこと。

オ　販売品目は、飲料品(乳飲料を含む。)とすること。

カ　酒類の販売は行わないこと。

(3)　維持管理責任

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

イ　自動販売機に併設して、原則として自動販売機１台に１個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

エ　自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。

(4) 現状回復

物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可時の現状に回復してください。

(5) 前期(1)、(2)に定める物件の使用状況を確認するため、本市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがありますが、その場合は協力する義務があります。

また、本市の事務事業遂行上必要となる場合は、本市職員等による物件内への立ち入り・調査等を求めることがあります。

４　応募手続き

(1)　応募受付期間

令和８年11月24日(火)～令和８年12月７日(月)
午前９時30分～正午、午後１時～午後５時
なお、土曜日及び日曜日は受付を行いません。

(2)　応募受付場所

郵便番号：552-8510　大阪市港区市岡１丁目15番25号　港区役所　６階
大阪市港区役所総務課（総務・人材育成グループ）

(3)　応募に必要な書類

ア　応募申込書（本市所定様式）

イ　誓約書（本市所定様式　Ａ４サイズ両面）

※　ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

ウ　＜個人＞印鑑登録証明書
＜法人＞印鑑証明書

エ　＜個人＞住民票の写し
＜法人＞法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」に限ります）

オ　２－(4)にかかる許認可等を受けていることを証する書類

※ ウ及びエについては、発行後３か月以内のものに限ります。
※ 本市が応募の受付に際し取得する個人情報は、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。
※ 提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

カ　国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し
国税は納税証明書（その３）に限る。

(4)　応募の手続き
受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参もしくは、郵送にて送付してください。(電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)
郵送の場合は、４－(2)に記載の住所に送付してください。
また、必要書類に不備があった場合は、申込受付期間内に再度提出することとし、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(5)　質問受付
本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答を港区役所ホームページ（ 事業者の方へ ＞ 入札契約情報 ＞ 広告・その他募集 ）に掲載します。
(1)質問受付期間　　令和８年11月24日(火)～令和８年12月７日(月)　午後５時まで
(2)電子メール送信先　minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp　大阪市港区役所総務課
(3)質問回答予定　　令和８年12月14日(月)

(6)　応募受付時に交付する書類
ア　応募申込受付証（受付印を押印したもの）
イ　委任状（本市指定様式）
ウ　価格提案に係る注意事項

(7)　応募にあたっての留意事項
ア　価格審査後の使用許可は、応募申込書及び登記事項証明書に記載された名義以外では行いません。
イ　応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。
ウ　提出された応募申込書の内容が、「３　使用許可にあたっての条件等」(1)、(2)に反する場合は受付を取り消します。
エ　応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の２営業前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

５　価格提案及び審査

(1)　価格提案及び審査の日時
価格提案日　　令和８年12月21日(月)
※午前９時30分から午前10時までに価格提案書を入札室で提出していただき、

午前10時から価格提案審査を行います。

(2)　価格提案書の提出及び審査の場所

大阪港区市岡１丁目15番25号

大阪市港区役所　入札室（港区役所　６階　601会議室）

(3)　当日持参するもの

ア　応募申込受付証（応募申込時に交付したもの）

※ 原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

イ　委任状（代理人により応募しようとする場合）

ウ　実印（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑）

(4)　価格提案書の投函方法

ア　価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。

イ　価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書（委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印）と一緒に入札箱に投函してください。なお、価格提案書の押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5)　応募価格の表示

応募価格は、１台当たりの月額使用料（税抜き）を表示してください。

(6)　価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7)　価格提案審査

ア　価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

イ　応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

ウ　価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8)　価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

① 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの。

② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

③ 記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。

④ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの。

⑤ 同一物件について応募者又はその代理人が２以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

⑥ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

⑦ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は２人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。

⑧ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

⑨ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
⑩ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
⑪ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ最高金額をもって価格提案をした者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明会を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が２人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の発表及び公表

設置予定事業者を決定したときは、使用予定事業者名及び決定価格、並びに設置予定事業者以外の応募者名及び応募価格の発表を行います。設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

決定後は、設置予定事業者名及び決定金額をホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

６ 使用許可に関する説明会

(1) 使用予定事業者に対しては、価格提案審査終了後、今後の手続きについて引き続き説明会を行います。
(2) 説明会には、使用予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。
(3) 正当な理由がなく、説明会に出席されない場合は、使用予定事業者の資格を取消します。

７ 使用許可申請の手続き

令和９年２月26日（金）までに、応募申込書に記載された名義で、「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

８ その他

(1) 使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。
(2) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

募集に関する問い合わせ先：大阪市港区役所総務課（総務・人材育成グループ）
大阪市港区市岡１丁目15番25号（港区役所６階）
電話　06-6576-9937

資料　―　自動販売機設置場所　位置図

